

伊丹市マンション管理適正化推進計画  
(計画期間：令和5年9月～令和10年3月)

令和5年9月1日 策定

(1) 伊丹市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

伊丹市の区域内におけるマンション数は、平成30年時点で約1万7千戸、築40年以上のマンションは約2千2百戸と推計され、10年後には2.5倍、20年後には約4.3倍と、今後、高経年のマンションが急増することが予想されることを踏まえ、管理不全の未然防止に重点をおいて、マンションの管理の適正化を進めることとします。

(2) 伊丹市の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

伊丹市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合へのアンケート調査を含む実態調査等を実施します。

(3) 伊丹市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理実態調査等を踏まえ、具体的な施策について検討します。

なお、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンション管理計画の認定事務を実施するとともに、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

(4) 伊丹市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針(伊丹市マンション管理適正化指針)に関する事項

伊丹市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

なお、実態調査等を踏まえ、必要に応じ、伊丹市の地域性に応じたマンション管理の基準を追加することについても検討します。

(5) マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報紙やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

(6) 計画期間

令和5年9月1日から令和10年3月31日の間とし、計画期間中に実態調査等を踏まえた見直しを行います。